やまぐち・くらしの安心ネット設置要綱

（目的及び設置）
第1条　この要綱は、広域化、複雑化、多様化する消費者問題に対処するため、関係行政機関、福祉関係団体、消費者団体、教育機関等（以下「関係機関等」という。）が相互の連携を図りながら消費者被害の未然・拡大防止及び多重債務化防止を推進することにより、安心・安全な消費生活の実現をめざすことを目的する。

2　前項の目的を達成するため、関係機関等により「やまぐち・くらしの安心ネット」（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

（活動内容）
第2条　ネットワークは、前条に定める目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

1. 消費者問題の共通認識を図るための情報共有化に関する活動
2. 消費者の自立を支援するための広報や教育・啓発活動
3. 消費者被害の迅速な対応を図るための連携強化に関する活動
4. その他ネットワークの目的を達成するために必要な活動

（構成機関）
第3条　ネットワークは、第1条第1項に定める目的に賛同し、第2条に定める活動に参画できる関係機関等をもって構成する。

（事務局）
第4条　ネットワークの運営に関する事務を処理するため、山口県環境生活部県民生活課消費生活センターに事務局を置く。

（参加）
第5条　ネットワークに参加しようとする機関は、別記様式1による参加登録票を事務局に提出する。

（登録の抹消）
第6条　ネットワークの参加登録を抹消しようとする機関は、別記様式2による登録抹消届を事務局に提出する。

（経費等）
第7条　ネットワークへの参加は無料とする。ただし、ネットワークの活動に参画するために必要な経費は各参加機関の負担とする。

（その他）
第8条　この要綱に定めのない事項については、山口県環境生活部県民生活課長が別に定める。

附則
（施行期日）
　この要綱は、平成19年　9月　1日から施行する。

（施行期日）
　この要綱は、平成29年　1月　25日から施行する。

（施行期日）
　この要綱は、平成30年　7月　3日から施行する。